

L G B Tフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務 企画提案説明書

1 業務名

L G B Tフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務

2 業務内容

札幌市では、性的マイノリティに関する企業での取組を推進することを目的として「L G B Tフレンドリー指標制度」（以下、「指標制度」という。）を実施している。指標制度への登録企業が増え、性的マイノリティの方々への理解が更に社会全体に広がるよう、市内企業を対象に指標制度への登録勧奨と登録のきっかけとしての講師派遣、意見交換を含めたセミナーを行う。詳細は、別紙「業務仕様書」のとおり。

3 予算上限額

2,889,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで

5 参加資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。
- (2) 複数企業による共同企業体（J V）での応募ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス」に登録されている者であること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号の

規定によるもの)に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。

- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

6 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
(2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
(3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

7 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

- ・提出先：札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階南側）
- ・受付時間：8時45分から17時（土日祝日を除く。）

8 企画提案に求める内容

- (1) 業務に対する認識
(2) 企業への登録勧奨の実施手法、実施に当たっての工夫・目標について
(3) 企業等への講師派遣に向けた手法、実施に当たっての工夫・目標について
(4) セミナーの実施手法、実施に当たっての工夫・目標について
(5) 指標制度の広報啓発の実施手法、実施に当たっての工夫について
(6) 業務運営体制や業務スケジュール
(7) 経費の内訳（参考見積書）

9 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年5月27日（月） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和6年6月3日（月）12時 |
| (3) 参加意向申出書提出期限 | 令和6年6月10日（月）17時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和6年6月19日（水）17時 |

- (5) プレゼンテーション審査 令和6年7月1日（月）を予定
※ 詳細は参加意向申出書提出者に別途通知する
- (6) 結果通知 令和6年7月2日（火）以降を予定
- (7) 契約締結予定日 契約候補者決定後、札幌市の指定する日

10 業務に関する質問受付及び回答

(1) 質問

企画提案への参加を希望する者からは、質問を受け付ける。

質問がある場合は、下記期限までに「質問書」（様式1）により「19 提出先・問い合わせ先」宛て問い合わせること。

ア 受付期限

令和6年6月3日（月）12時まで（必着）

イ 提出方法

電子メールにて所定様式による質問を受け付ける。件名は、「LGBTフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務に係る質問」とすること。
受付期限以降の質問については回答しない、また、電話や窓口での質問は受け付けない。

(2) 回答

質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答することとし、それ以外の質問については質問者に対する回答に加えて、随時ホームページで公開する。

11 参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式2） 1部

イ 競争入札参加資格認定通知書の写し 1部

(2) 提出期限

令和6年6月10日（月）17時まで（必着）

※提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、本業務に係る企画提案書の提出を認めないものとする。

(3) 提出方法

「19 提出先・問い合わせ先」宛て郵送又は直接持参すること。

※郵送の場合は、必ず送付後に到達を確認すること。

※直接持参する場合は、8時45分～17時（土日祝日を除く。）に持参すること。

(4) 参加資格の審査結果

令和6年6月11日（火）以降、参加資格を満たす者には電話にて、参加資格を満たさない者には書面にて通知を行う。

12 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 12 部

(ア) 表紙、目次（A 4 版、片面印刷）

「L G B Tフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務企画提案書」と記載し、社名も併せて記載すること。

(イ) 本文（A 4 版、片面印刷、20 ページ以内、様式自由）

「2 業務内容」及び「14 企画提案の審査」を踏まえ、必要な事項を記載すること。

※表紙と目次を除き、企画提案書下部にページの通し番号を付すこと。

イ 参考見積書 12 部

A 4 判片面（書式及び枚数は自由）とする。各業務の積算根拠が分かるように作成すること。

(2) 提出期限

令和 6 年 6 月 19 日（水）17 時まで（必着）

(3) 提出方法

提出期限までに、「19 提出先・問い合わせ先」宛て事前連絡の上、直接持参すること。

(4) 提出後の変更

提出された企画提案書は、提出後の差替え、変更及び取り消すことはできない。また、返却には応じないものとする。

(5) 無効の取扱い

提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本企画提案説明書及び業務仕様書に従って作成されていない場合

ウ 「14 企画提案の審査」に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の事業者が 2 つ以上の企画提案書等を提出した場合

オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

13 書類審査の実施

企画提案書提出者が 4 者以上の場合は、「L G B Tフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において、下記「書類審査基準」に基づき、企画提案書の書類審査を行い、上位 3 者の企画提案を選定し、企画提案書提出者に通知するものとする。ただし、審査の結果、3 者に満たない場合もある。

- (1) 書類審査実施日
令和6年6月24日（月）
- (2) 書類審査基準
14(3)に示す「審査基準」によるものとする。
- (3) 書類審査の結果の通知
企画提案書提出者全てに、令和6年6月25日（火）までに審査結果を電話及び書面で通知する。

14 企画提案の審査

(1) プレゼンテーション審査

参加意向申出書を提出し参加資格を満たした者に対して、実施委員会が企画提案書等及び次に掲げるプレゼンテーションの内容を総合的に評価した上で行う。

プレゼンテーションは、令和6年7月1日（月）を予定しており、詳細については別途通知する。

なお、プレゼンテーションは札幌市が指示した時刻から順次個別に行い、出席者は3名以内とする。持ち時間は25分（説明15分、質疑10分）程度とし、事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料の追加及びプロジェクター・パソコンの使用は認めないものとする。

(2) 審査方法

審査は、(3)に示す「審査基準」による総合点数方式とし、実施委員会委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者とする。なお、総合得点満点の6割を最低基準点として定め、企画提案者が1者の場合は、審査の結果、最低基準点以上の場合にその者を契約候補者とする。

審査の結果、実施委員会委員の評価点の合計が同点の企画提案書があるときは、審査基準のうち「1業務の理解度」及び「2業務内容」の(1)①、②の合計の評価点が最も高いものを選定する。それでもなお同点の場合は、当該企画提案者を対象として、くじ引きにより選定する。

(3) 審査基準（100点満点）

審査項目		配点
1	業務の理解度	15点
	① 性的マイノリティについて正しい認識を持ったうえで提案をしているか。また、企業等での現状を分析するなど、本業務の意義を十分に理解した上で提案がなされているか。	(15点)
2	業務内容	70点
	(1) 企業への登録勧奨の実施	
	① 登録企業の増加に繋げるため、訪問に至る過程において対象企業の	(10点)

	選定や企業への働きかけに工夫がなされているか。	
	② 訪問しても登録につながらなかった企業に対するフォローアップなど、訪問以外の手法に工夫がなされているか。	(10 点)
	③ 訪問方法や制度説明の手法は、事業目標値「訪問企業数 100 社以上」に対して、実現可能性があるものとなっているか。	(10 点)
(2) 企業への講師派遣と調整の実施		
	① 登録勧奨から講師派遣に至る手法が適切か。また、登録を前提とした講師派遣であることから、登録に至るまでの企業への働きかけに工夫がなされているか。	(10 点)
	② 事業目標値「講師派遣 5 回程度」に対して、提案内容は実現可能性があるものとなっているか。	(10 点)
(3) セミナーの実施		
	① 企業が参加しやすく、当事者と参加者が活発に意見交換できる内容となっているか。また、十分な参加が見込まれるものとなっているか。	(10 点)
(4) 指標制度の広報啓発の実施		
	① 指標制度の認知度が高まるような工夫がなされているか。また、就職を控える学生等求職者の視点も考慮した広報啓発についての提案がなされているか。	(10 点)
3	その他全般	15 点
	① 登録企業を増やすという目的の達成に向けて、特に優れた工夫や提案がなされているか。	(10 点)
	② 企業や講師との連絡調整がスムーズかつ適切に行われるよう工夫がなされているか。また、業務を円滑かつ滞りなく進められるよう、適切な業務スケジュールの確立や人員体制が確保されているか。業務実績を報告する際の様式や手法は適切か。	(5 点)

(4) 審査結果

選定の結果は、プレゼンテーション審査を実施した者全員に書面で通知する。

15 契約

契約は、実施委員会により契約候補者に選定された者と札幌市の間で協議の上、締結するものとする。この場合において、契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めないものとする。

選定した契約候補者との協議が不調となった場合や契約候補者が辞退した場合は、企画提案の審査で最低基準点に満たした次点の評価を受けた者を選定し、協議することがある。

16 評価についての申立て

- (1) 企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。
ただし、持参により提出するものとし、郵便や電子メール等によるものは受け付けない。
- (2) 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- (3) 疑義の申立ての受付時間は、8時45分から17時（土日祝日を除く。）とする。

17 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

18 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費は企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。
- (3) 委託業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。ただし、委託業務の性質上、札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。企画提案の中において、再委託にて実施を予定しているものがあれば、その内容及び予定している再委託先を明確にして提案すること。
- (4) 審査の結果、最も優秀と判断された企画を提出した企画提案者を選定するが、実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本に、詳細を札幌市と受託者の協議により決定する。

19 提出先・問い合わせ先

札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 13 階

TEL 011-211-2962 ／ FAX 011-218-5164

E-mail danjo@city.sapporo.jp